

## 大阪公立大学等授業料等支援制度(新制度)Q&A目次

### ■制度について

Q1:所得制限が撤廃されますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか。

Q2:大阪府の制度のみの申請で授業料全額無償になりますか。

### ■支援対象となる要件について

Q3:支援の対象となる学生の範囲を教えてください。

Q4:過去に休学等の理由で留年になった場合、新制度の支援対象になりますか。

Q5:大学で長期履修制度を利用する場合は支援の対象になりますか。

Q6:大阪府在住要件について教えてください。

Q7:両親の在住要件は満たしているが、学生本人のみ認定留学(※)時に住民票を異動してしまった場合、申請可能でしょうか。

Q8:半期休学しました。申請は可能ですか。

### ■大学等に入学するまでの期間等に関する要件について

Q9:大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は、申請は出来ますか。

Q10:大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか。

### ■学業成績に関する要件について

Q11:学業成績に関する要件について、学部・学域生の要件Bで「a.取得単位数が標準単位数以上であること。(標準単位数の算定等の考え方については、国制度における扱いと同様とする)」と書いてあるのですが、算定方法を具体的に教えてください。

Q12:GPAは学部・学域全体で見られるのか、学科・学類で見られるのか、課程の学生で見られるのかどちらでしょうか。

Q13:自身の成績がGPA上位1/2以上かどうかの確認方法を教えてください。

Q14:大阪市立大学医学部医学科のGPA上位1/2かどうかはどうやって確認できますか？

Q15:前期申請時には新規申請時の成績要件を満たせず申請できませんでした。前期中に挽回し基準を上回ったので、後期は申請できますか？

### ■利用中の他の経済支援制度について

Q16:現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して授業料を納付しています。新制度の申請要件に該当しているので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか。

Q17:現在、他の奨学金制度を利用しています。府制度との併用は可能ですか。

### ■マイナンバー提出について

Q18:マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか。

Q19:マイナンバーの提出が必要な生計維持者とは収入のある親のことを指すのでしょうか。父が働き家計を支えています。母は専業主婦のため収入はありません。この場合、マイナンバー提出が必要な生計維持者は父のみでよいですか。

**■「学修計画書」の提出について【学部・学域生】**

Q20:学業成績に関する要件について、平均GPAが上位1/2以上であれば学修計画書の提出は不要なのでしょうか。

**■申請必要書類の提出について**

Q21:単身赴任期間証明書について、申請受付日に提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか。

**■既に現行制度の支援対象者になっている方の申請について**

Q22:現在、大阪府の支援を受けていますが、新制度に新たに申請する必要はありますか。

**■結果通知・授業料の納付について**

Q23:結果の確認方法を教えてください。

**■国制度との関係について**

Q24:子供が3人以上の多子世帯です。国制度のみ申請すればいいですか？

**■その他**

Q25:府制度【現行制度】の支援を受けていましたが、成績不良により今年度は支援が「停止」となっています。【新制度】には申請できますか？

Q26:今年度4月の新入生です。前期に新規申請できませんでした。後期に申請できますか？

Q27:新規申請で【新制度】の支援対象者となれば、卒業までずっと授業料が全額無償になりますか？

## 大阪公立大学等授業料等支援制度【新制度】Q&A

### ● 制度について

Q1 所得制限が撤廃されますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか？

A1 府制度の支援区分に該当するかの確認のため、学部・学域生はマイナンバー情報の提出が必要です。マイナンバー情報による所得判定の結果、国制度の支援区分に該当する場合は、3月下旬に学生ポータル（UNIPA）にて連絡します。

Q2 大阪府の制度のみの申請で授業料全額無償になりますか？

A2 【学部・学域生】国制度の支援区分に該当する場合、府制度と国制度の両方に申請することで全額無償となります。国制度と府制度は別制度となり、自動的に申請となるものではありません。支援を希望される場合は、それぞれの制度の申請を行う必要があります。

【大学院生】大学院生の場合、申請要件を満たしている場合は、大阪府の制度のみで全額無償となります。

### ● 支援対象となる要件について

Q3 支援の対象となる学生の範囲を教えてください？

A3 令和6年度から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の無償化を予定しています。

所属 \ 年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
法科大学院3年次	新制度	新制度	新制度
法科大学院2年次	現行制度	新制度	新制度
法科大学院1年次	現行制度	現行制度	新制度
大学院 (修士・修士前期課程)2年次	新制度	新制度	新制度
大学院 (修士・修士前期課程)1年次	現行制度	新制度	新制度
大学5、6年次 (6年制学科のみ)	新制度	新制度	新制度
大学4年次	新制度	新制度	新制度
大学3年次	現行制度	新制度	新制度
大学2年次	現行制度	新制度	新制度
大学1年次	現行制度	現行制度	新制度

修業年限内で卒業・修了が見込まれる者が対象となります。※留学生は除きます。

以下の理由で留年となった者は支援の対象外となります。ただし、下記に該当することなく、過去に病気等の理由で休学し、修業年限内で卒業・修了する見込みのある者は制度の対象となります。

- ① 過去に学業不振等により進級ができず留年となった者
- ② 在籍期間が修業年限を超過し留年となった者

Q4 過去に休学等の理由で留年になった場合、新制度の支援対象になりますか？

A4 病気等の理由で休学をした期間を除く、在学月数が以下を満たす場合は、申請が可能です。ただし、支援は最短修業年限までとなります。

【新制度】申請対象となる在学月数

最初に新制度の対象となる年度 所属	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
学部・学域	36か月以上	12か月以上 ※3年次編入の場合は入学時より対象	入学時より対象
法科大学院	24か月以上	12か月以上 ※2年短縮型の場合は入学時より対象	
大学院 (修士・修士前期課程)	12か月以上	入学時より対象	

Q5 大学で長期履修制度を利用する場合は支援の対象になりますか？

A5 対象となります。ただし、職業を有している場合や修業年限を超える年次は対象となりません。

Q6 大阪府在住要件について教えてください。

A6 学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に新制度の対象となる年度の4月1日を基準日として、3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となります。

Q7 両親の在住要件は満たしているが、学生本人のみ認定留学(※1)または交換留学(※2)時に住民票を異動してしまった場合、申請可能でしょうか？

A7 申請可能です。申請者(学生本人)と生計維持者(原則父母)及び扶養親族等全員(続柄記載のもの)に関する市町村発行の住民票の写し(発行日から3か月以内、マイナンバーの記載がないもの)を提出していただき、住所を確認させていただきます。

その他の休学による留学については認められません。

※1認定留学 学術交流協定に基づく交換留学以外の形態で在学期間中に海外留学をする場合、一定の条件を満たすことにより、在学しながら留学することが認められる制度です。留学先で取得した成績は、審査を経て大学の単位として認定される場合があります。

※2交換留学 交換留学とは、大学の学術交流協定締結校に1学期間または1年間留学するプログラムです。大学に在学したまま海外留学でき、留学先で取得した成績は、審査を経て大学の単位として認定される場合があります。

Q8 半期休学しました、申請は可能ですか。

A8 申請するにあたり、学生等の要件を満たしていること、かつ申請対象となる在学月数を満たしていることが必要です。申請を希望する年度の4月に申請対象となる学年に進級したとしても在学月数を満たしていない場合は申請ができません。在学月数を満たした時点で申請可能となります。後期の時点で在

学月数を満たす場合は、10月(秋季)に申請を行ってください。その場合の、在住要件基準日は、その年の4月1日となります。

● 大学等に入学するまでの期間等に関する要件について

Q9 大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は、申請は出来ますか。

A9 高等学校等を始めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者が申請可能です。2浪までは申請可、3浪は申請不可です。

例)令和6(2024)年度入学生の場合

令和3年度(2022年3月)～令和5年度(2024年3月)に高等学校等を卒業した者

Q10 大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか？

A10 原則、大学院入学時の前年度末年齢が24歳までの者で、大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者が対象となります。ただし、以下の場合は前年度末年齢が25歳で入学した場合でも「大学等を卒業した日から1年を経過していない者」として支援対象となります。

① 研究生を経て大学院に入学する場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院の研究生となり、さらに引き続いて同大学院に入学した場合は、支援対象となります。(対象となる者は大阪公立大学大学院及び大阪公立大学工業高等専門学校<sup>1</sup>の研究生とし、対象となる期間は1年とします。)

該当する場合は、出身大学の卒業証明書を申請書類と共に大学へ提出してください。

② 留学及び病気による休学を経て大学院に入学する場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院に入学した者のうち、大学院入学時の前年度末年齢が25歳の者について、大学在学中に留学または病気のために1年間休学した者については、支援対象となります。

該当する場合は、在学期間証明書(大学指定様式)を申請書類と共に大学へ提出してください。

● 学業成績に関する要件について

Q11 新規申請者の学業に関する要件(学部・学域生)で「a.修得単位数が標準単位数以上であること。(標準単位数の算定等の考え方については、国制度における扱いと同様とする)」と書いてあるのですが、算定方法を具体的に教えていただきたいです。

A11 高等教育の修学支援新制度(国制度)の在学新規採用時の学業成績に関する要件は以下の①、②のいずれかです。

①在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)が上位 1/2 以上であること

②次のいずれにも該当すること

a.修得単位数が標準修得単位数※以上であること

※ 標準修得単位数 = 卒業必要単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数<sup>※1</sup>

b.学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

標準修得単位数は進級・卒業に必要な単位数となります。進級要件は各学部・学域の履修概要等で確認をしてください。

※<sup>1</sup> 標準修得単位数は、所属の学部・学域により異なる場合があります。自身の所属する学部・学域の標準修得単位数については、毎年度4月に学生Navilにて公開します。

Q12 GPAは学部・学域全体で見られるのか、学科・学類で見られるのか、課程の学生で見られるのか、どちらでしょうか。

A12 学部・学域/学科・学類/学年別の算出となります。

Q13 自身の成績がGPA上位 1/2 以上かどうかの確認方法を教えてください。

A13 通算GPA上位 1/2 基準値は毎年度4月に学生Navilにて公開します。ご自身の成績は「学生ポータル(UNIPA)>成績照会」で「GPA値」、「修得単位」を確認してください。

Q14 大阪市立大学 医学部医学科の GPA 上位 1/2 以上かどうかは、どうやって確認できますか？

A14 大阪市立大学 医学部医学科に在籍する学生(2021年度以前入学)は、GPAによる算出ができないため、過去において留年することなく進級している者であれば申請が可能です。

Q15 前期申請時には申請時の成績要件を満たせず申請できませんでした。前期中に挽回し申請の基準を上回ったので、後期は新規申請できますか？

A15 新規申請時の成績要件は前年度末の成績を基準とするため、同年度内に再度新規申請された場合は申請要件を満たしていないため、申請しても不採用となります。

#### ● 利用中の他の経済支援制度について

Q16 現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して学費を納付しています。新制度の申請要件に該当していますので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか？

A16 現時点の判断ではなく、新制度の申請結果通知後にご検討いただくことを推奨いたします。申請結果の通知時期については、申請要領をご確認ください。

Q17 現在、他の奨学金制度を利用しています。府制度との併用は可能でしょうか？

A17 はい、可能です。給付型・貸与型を問わず、府制度では併用の制限はありません。ただし、民間奨学金等では、授業料減免制度との併用不可と定めている場合がありますので、ご自身でご確認のうえ申請を検討してください。

#### ● マイナンバーの提出について

Q18 マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか？

A18 課税対象となる所得のある方が年末調整や確定申告を行っていない場合、マイナンバーで課税情報の確認が出来ませんので、市町村役場において申告が必要となります。課税対象となる所得のない方については、いずれか一方の生計維持者の税法上の扶養に入られていることが確認できる場合は、申告の必要はありません。

Q19 マイナンバーの提出が必要な生計維持者とは収入のある親のことを指すのでしょうか。父が働き家計を支えています、母は専業主婦のため収入はありません。この場合、マイナンバー提出が必要な生計維持者は父のみでよいですか？

A19 本制度での生計維持者の定義は原則父母(ひとり親の場合はその一方)です。収入の有無・多寡は問いませんので、ご両親お二人と学生本人のマイナンバーを提出してください。

#### ● 「学修計画書」の提出について【学部・学域生】

Q20 学業成績に関する要件について、GPAが上位 1/2 以上であれば学修計画書の提出は不要なのでしょうか？

A20 「学修計画書」は申請者全員提出が必要です。GPA(平均成績)が上位 1/2 以上の要件を満たしている場合であっても提出してください。GPA の要件を満たさない場合は、標準修得単位数を修得し、「学修計画書」の提出により学修意欲や目的、将来の人生設計などが確認できる場合には成績要件を満たすこととなります。

#### ● 申請必要書類の提出について

A21 単身赴任期間証明書について、申請受付日に提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか？

Q21 提出に該当する書類は原則すべて、申請受付時に提出してください。ただし、やむを得ない理由で提出が出来ない場合は、事前に学生課に連絡のうえ、申請受付時に提出可能日をお知らせください。

#### ● 既に現行制度の支援対象者になっている方の申請について

Q22 現在大阪府の支援を受けていますが、新制度に新たに申請する必要はありますか？

A22 現在支援を受けている場合、継続手続きを行うことにより、府議会での予算承認後、自動的に新制度の新規申請と読み替える予定です。必ず期間内に継続手続きを行ってください。

#### ● 結果通知・授業料の納付について

Q23 結果の確認方法を教えてください。

A23 学生ポータル(UNIPA)にて通知します。結果通知の時期は申請要領をご確認ください。本制度への新規申請受付完了をもって、該当期の授業料納付は猶予されますので、通常の授業料納付日(前期:5/27、後期:10/27)の引落はありません。結果通知後、授業料納付が必要な場合は、申請要領に記

載の授業料引落日に引落を行います。

- 国制度との関係について

Q24 子どもが3名以上の多子世帯です。国制度のみ申請すればいいですか？

A24 在学中、毎年度行われる支援区分見直しで、同一の生計維持者に扶養される子どもの人数が3人以上に変わりが無いことが確定している場合は、府制度の実質的な支援対象となることはありませんので、国制度のみの申請で構いませんが、扶養される子どもの人数が減少(3人未満)になる可能性がある場合は、国府両制度の申請を推奨します。

- その他

Q25 府制度【現行制度】の支援を受けていましたが、成績不良により今年度は支援が「停止」となっています。【新制度】には申請が出来ますか？

A25 今年度の成績の適格認定において、「継続」相当の成績に回復されていることが確認された場合は、支援再開となります。大学で確認を行い支援再開の対象となられた場合は、3月下旬に学生ポータル (UNIPA)を通じて必要な手続きをご案内します。なお、今年度の成績の適格認定において「継続」相当の成績への回復がみられない場合は、「廃止」となり、以後卒業まで府制度の支援を受けることはできません。

Q26 今年度4月の新入生です。前期に新規申請できませんでした。後期に新規申請出来ますか？前期授業料納付分も返ってきますか？

A26 はい、申請可能ですが、過去に遡っての支援はありませんので、新規申請以降の授業料に対して認定区分に応じた支援が行われます。ただし、入学料については、入学年度の前期(4月)に申請された方が対象となりますので、後期申請では適用されません。

Q27 新規申請で支援対象となれば、卒業までずっと授業料が全額無償になりますか？

A27 新規申請で支援対象者と認定された後は、半期に1度の継続手続きを実施し、支援対象者としての要件を確認します。継続手続きを所定の期間内に行わない場合や支援対象となる要件を満たさなくなった場合は、支援は停止又は、廃止されます。また、府制度は国制度の上に成り立つ制度のため、学部・学域生については、国制度の支援対象範囲となる部分の支援は府制度では行いませんので、授業料全額免除となるためには、状況に応じて国制度の申請が必要になります。